



八戸地域広域市町村圏事務組合の概要をお知らせします

〒八戸地域広域市町村圏事務組合事務局（総務課内）☎43-9556

（漫画家・馬場のぼるさん(三戸町出身)によるデザイン）

八戸地域広域市町村圏事務組合は、消防・ごみ・介護福祉などに関する業務を市町村共同で行うために設置された特別地方公共団体（一部事務組合）で、昭和46年に発足しました。構成市町村は、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町の8市町村です。

〈執行機関について(4/1現在)〉

組合には、構成市町村長の互選により、管理者、管理者を補佐する副管理者を置き、構成市町村の職員が業務を行っています（消防を除く）。

また、組合の財務や事業について監査を行う監査委員は、管理者が議会の同意を得て、組合議員および識見を有する者から選任します。

管理者	こばやし まこと 小林 真(八戸市長)
副管理者	くどう すけなお 工藤 祐直(南部町長)
	なりた たかし 成田 隆(おいらせ町長)
監査委員	たなが まさかず 田名部 政一(八戸市副市長)
	おおつぼ しゅういち 大坪 秀一(八戸市代表監査委員)
	まつお かずひこ 松尾 和彦(三戸町長)

〈共同で処理する事業〉

事業によって、全市町村で共同処理するものや、一部の市町村で共同処理するものがあります。

消防事務	全市町村
介護認定審査会事務	全市町村
し尿処理施設に関すること	八戸市・南部町の
ごみ焼却施設に関すること	旧福地村区域・階上町
八戸リサイクルプラザに関すること	八戸市・南部町の

※構成市町村役場で組合の概要を配布しています。また、組合のホームページでもご覧いただけます。今後、組合の予算・決算や事業の内容などを順次お知らせします。

毎年6月の第2週は「危険物安全週間」 危険物の事故を無くそう！

実施期間 6/6(日)－12(土) 推進標語「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指消毒のため消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、消毒用アルコールには次のような特徴があるため、ご家庭や事業所などにおいても、消毒用アルコールを使用する場合は注意が必要です。

【消毒用アルコールの火災予防上の特徴】

- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところに溜まりやすい
- 火気に近づけると引火しやすい

【消毒用アルコールを取り扱う時の注意事項】

- 消毒用アルコールは火気の近くでは使用しない
- 容器を落下させたり、衝撃をあたえないようにする
- 消毒用アルコールを容器に詰め替える時は、漏れ、あふれなどに注意する
- 容器に「消毒用アルコール」や「火気厳禁」などの注意事項を記載する
- 容器を保管する場合は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避ける
- 室内の消毒などにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気が行われている場所で行う
- 密閉した室内で多量の消毒用アルコールを噴霧しない



☎消防本部予防課☎44-2133